



Title	大規模水田地帯における地域水田農業ビジョンの特徴と組織的対応の性格：北海道南空知地域・北村を事例として
Author(s)	菅原, 優
Citation	北海道大学農経論叢, 61, 143-155
Issue Date	2005-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11281
Type	bulletin (article)
File Information	61_p143-155.pdf



[Instructions for use](#)

大規模水田地帯における地域水田農業ビジョンの 特徴と組織的対応の性格

—北海道南空知地域・北村を事例として—

菅原 優

Characteristics of “Local Paddy-field Vision” and the Meaning of Systematic Response in Large-scale Paddy-field Areas —A case study in Kita Village, Hokkaido—

Masaru SUGAWARA

Summary

This paper presents a case study on the characteristics of “Local Paddy-field Vision” and the meaning of systematic response in Kita Village. Results are as follows :

First, regarding the characteristics of “Local Paddy-field Vision” in the village and the trends of farmers who corresponded to it, stratified analysis showed that the number of farmers with the field size 20ha or more increased, while those with the field smaller than 10ha decreased, both significantly. Also, the number of designated farmers increased in a short period of time and some farmers even incorporated.

Second, I identified the objectives of incorporation and future challenges of the Co-operative Farm Machinery Contract, a study subject. Incorporation of the subject was made to decrease subsidy reduction and to secure the income of individual farmers. However, paddy rice farmers still maintain their individual management style ; efforts are required to encourage the integration of individual farmers and corporations.

The meanings of systematic response in paddy farming in Minami-sorachi District lie in the preservation of agricultural land for regional agriculture and the securing of income of individual farmers through incorporation.

1. はじめに

2002年12月に「米政策改革大綱」が発表され、従来の生産調整制度が抜本的に見直され、市場重視の考え方に立った「米づくりの本来あるべき姿」の実現（2010年）に向けた農業の構造改革が行われている。具体的には2004年度から各地域で策定された「地域水田農業ビジョン」への対応である。「地域水田農業ビジョン」の策定は、産地づくり推進交付金（従来の転作助成金）の交付要件となっており、生産振興・販売戦略（売れる米

づくり）、水田利用、担い手育成の将来方向を示して構造改革の推進を目的としている。

一方、WTO・FTA交渉が進展をみせるなか、新たな食料・農業・農村基本計画の見直しと連動した農政改革の検討も行われており、そこでは施策（経営安定対策等）を集中・重点化する担い手の明確化・育成方向に関する論議が進められている。そのなかでは個別農家に対して補完機能を有している生産組織（機械利用組合などの任意組合、サービス事業体等）や集落営農組織については、一定期間内における法人化が施策対象の要件とさ

れている等、農家の組織的対応が重視されている。また、「米政策改革」でも新設された担い手経営安定対策については、一定の面積規模以上の集落型経営体や認定農業者を対象とした施策となっており、経営改善を前提とした農家の対応が求められている。

北海道では特別自主流通米への取り組みを契機とする自主流通米比率の上昇やさらに397・ほしのゆめといった良質米品種の普及により、業務用米産地としてその地位を形成してきた。しかし2002年産米から「米作付ガイドライン配分」による生産調整の地域的な傾斜配分が強化され、「水田作経営の二極化傾向」(註1)といった米生産や転作対応における地域的分化が指摘されている。とくに泥炭土壌が広く分布し、戦後開拓による造田化が進んだ北海道石狩川下流域・南空知地域の大規模水田地帯は、米作付ガイドラインでも低位にランク付けされており、さらなる転作率の上昇が予想される。加えて当地域は、土地基盤整備や農地の購入・規模拡大に伴う負債、米価下落による稲作の収益性悪化といった問題を抱えており、そのうえで転作面積の大規模性、手厚い転作助成金、農家兼業による「小麦一毛作・兼業」といった土地利用・経営対応が行われてきたが、農家の高齢化に対する「土地余り」への懸念や「米政策改革大綱」で示された転作助成金の削減基調を背景として、農業構造および土地利用の再編(註2)によって経営の合理化・効率化に向けた組織的対応(註3)が新たな課題となっている。

そこで本稿では、上述の諸課題を有し、更なる農業構造の改革を狙いとして「地域水田農業ビジョン」が策定された南空知地域・北村を対象事例として、地域水田農業ビジョンの特徴と個別経営の組織的対応の性格について明らかにすることを課題とする。分析視角は、地域水田農業ビジョンにおける産地づくり推進交付金単価の減少や格差導入が、個別経営の規模拡大や機械利用組合の組織的対応にどのように作用したか、という点に置いている。本稿の構成を述べると、第1に北村における地域水田農業ビジョンの特徴とそれに対応した農家の全般的動向を把握する(第2節)。第2に地域水田農業ビジョンへの対応の一つとして、機械利用組合の法人化といった組織的対応の

事例分析を通じて、法人化の目的と今後の課題を明らかにする(第3節)。第3に以上の分析結果から、北海道の南空知地域の大規模水田地帯における個別経営の組織的対応の性格について明らかにする(第4節)。

2. 北村における地域水田農業ビジョンの特徴とその対応状況

1) 北村農業の概況

「農業センサス」によれば北村の農家戸数(販売農家)は、1990年の751戸から2000年の567戸へと減少しており、10年間で24.5%もの減少率となっている。この結果、北村の一戸当たり経営耕地面積は11.6haに達し、経営耕地10ha以上農家の割合も54.5%に達している(南空知平均は一戸当たり経営耕地面積9.6ha、10ha以上農家割合37.9%)。このことから北村は、90年代以降、個別農家の規模拡大が進んだ代表的な地域であると位置付けられる。また、農業労働力の高齢化や後継者の確保状況を見ると、2000年時点における農業就業人口に占める65歳以上の割合は24.0%であり、南空知地域平均の29.6%に比べると低い水準にあるが、過去10年間では10.4ポイント増加しており、後継者不在の農家割合は73.4%に達している。このため、中期的にも農地の流動面積が増加することが予想される。

なお、北村における農地移動の特徴(註4)は、売買による農地移動が主流であり、かつ1988年以降は北海道農業開発公社(以下、公社)を経由した農地の移動が大半を占めている点である。この背景には、米価下落等により農業の収益性が悪化し、従来的一般売買による農地の集積が困難になってきているという点が指摘されている。また、2000年以降では公社売渡面積、即ち数年間の借入期間を経て公社から農家への農地の所有権移転面積が増加傾向にあり、農地購入のための資金需要も増加することが想定される。こうしたなかで例えば経営再建に関わる資金借入状況を見ると(表出略)、2001年から変更された新制度のもとで、経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金といった資金の借入が大規模層を中心として多く見られ、負債圧対策として低利資金への借り換え・長期化(円滑化)と

いった対応がとられている(註5)。これによって土地の購入等に必要資金対応は制約されるため、農地の受け手不足による「土地余り」が懸念されている。

こうした農地流動化対策の一つとして、北村では、個別農家の補完組織として主に米麦の収穫作業の受託を行ってきた機械利用組合の法人化によって、農地の取得を行う事例がみられる。北村では2004年4月現在、23のミニライスセンターを中心とした機械利用組合が存在している。表-1に示すように、7社の法人組織(いずれも有限会社)が設立されている。ただし、これらの法人組織は、いずれも構成員の個別経営を残したかたちで設立されている点に特徴がある。このうち農地取得を目的として法人化を行った「農地受け皿型」(註6)の農業生産法人は、4事例(A・B・C・D)となっている。

なお、本稿で検討する「施策対応型」として示した事例(E)は、北村の平均規模を下回る規模階層の農家が多く、地域水田農業ビジョンの産地づくり推進交付金の面積要件を達成することを直接的な契機として法人化し、徐々に法人と個別経営の一元化を図ろうとしている事例である。すなわち、北村の法人組織のなかで唯一、構成員農家の所有水田の一部を利用権設定して法人化しており、従来の「農地受け皿型」の法人タイプとは異なる性格を持つ事例として注目したい。

一方、北村の土地利用は、稲作の収益性の悪化を背景としながら、2000年以降に実施された水田農業経営確立対策のもとで、2003年には転作率が45%を超えた。そのなかでも大豆の作付面積が増加しているが、ミニライスセンターが従来の米麦収穫に加えて大豆収穫作業の受託を開始する事例が見られるようになってきた。ただし、これまで

表-1 北村における法人組織の概況(2004年4月現在)

法人タイプ(主要目的)	法人	法人設立年月	法人経営耕地面積(ha)		作業受託の内容	参加農家数	規模階層構成			前身となる機械利用組合設立年	法人化までの経緯
			貸借関係	作付内容			20ha以上	10-20ha	10ha未満		
農地受け皿型	A	02年4月	13.2	借入(公社)	小麦	6	1	5	-	85年(10)	ミニライスセンターで麦の収穫受託。法人化して構成員離農跡地を取得。
	B	03年4月	25.3	借入(公社)	水稲・小麦・大豆・小豆	4	1	1	2	99年(5)	ミニライスセンターで麦・豆類の収穫受託。法人化して構成員離農跡地を取得。
	C	04年1月	(取得予定)			4	2	1	1	79年(9)	ミニライスセンターで麦の収穫受託。法人化して構成員離農跡地を取得予定。
	D	04年1月	8.0	借入(貸借)	水稲・小麦・大豆	4	-	2	2	75年(15)	ミニライスセンターで麦・大豆の収穫受託。法人化して構成員離農跡地を取得。
施策対応型	E	04年4月	38.9	借入(使用貸借)	小麦・大豆	11	-	5	6	82年(16)	ミニライスセンターで麦・大豆の収穫受託。法人化して構成員の転作田を利用権設定。
受託組織型	F	00年3月	-		小麦・大豆	7	5	2	-	85年(7)	ミニライスセンターで麦・大豆の収穫作業の受託を開始。受託部門の法人化。
	G	04年4月	-		水稲:防除, 大豆:収穫・乾燥	8	4	4	-	98年(7)	水稲防除無人ヘリ組織からコンバインを導入して大豆の収穫作業の受託を開始。受託部門の法人化。

資料:北村役場産業課資料,及び聞き取り調査によって作成。

註:1) 前身となる機械利用組合設立年に付されている()は、設立時の参加戸数を示す。

註:2) E 法人のみが個別の農地の一部を利用権設定しているため、「規模階層構成」欄の区分は、法人設立前年の2003年の耕地面積で区分した。

註:3) 以上の事例の法人形態は全て有限会社である。このほかに農事組合法人が1事例あるが、ミニライスセンターおよび機械利用組合を前身とした法人ではないため、ここでは省略した。

大豆の作付けを誘導してきた転作助成金水準が「米政策改革」のもとで低下が見込まれており、今後作付けを維持していくためには、さらなるコスト低減を意識した組織的・集团的対応が不可欠であることを示唆している。

2) 北村(いわみざわ農協)における地域水田農業ビジョンの特徴

北村の地域水田農業ビジョン(註7)は、北村を含めた広域合併農協であるいわみざわ農協が地域水田農業推進協議会を設立していることから、多様な地域を包含した内容となっている。ビジョンの冒頭では「地域水田農業の改革の基本的な方向」として、①「地域農業の特性」、②「作物振興及び水田利用の将来方向」、③「担い手の明確化と育成の将来方向」が示されている。ここでは、③に限定すると、担い手育成のタイプは「個別経営体」、「既存任意組織」、「集落(営農)タイプ」、「作業受託組織」の4つが示され、「個別経営体」以外のタイプについては、特定農業団体として育成する旨が示されており、そこには一定期間内の法人化が想定されていると見ることができる。

土地利用集積の手段としては、農地保有合理化事業の活用に加え、産地づくり対策による担い手農家への農地流動化対策、コントラクターを中心とした農業支援システムの充実が示されている。

さらに担い手に関する具体的な目標を見てみると、「担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標」と関連して、産地づくり推進交付金(註8)の助成体系に担い手要件を設定し、具体的には、基盤強化法による認定農業者、2戸以上の経営体によって構成される農業生産法人、特定農業団体、一定の条件を満たす生産集団(註9)とし、この上にさらに「基幹的担い手」要件を設定し、「個別経営体では20ha以上の経営面積、組織型経営体では25ha以上の経営面積」を要件として、農業構造改革の加速化を推進するとしている。

そして、これらの目標を具体的に進める手段となるのが、産地づくり推進交付金であり、従来の転作助成金に代わるものである。なお、北村における2004年度の生産調整関係の補助金予算額は、前年度比で33.1%減額されている。表-2でその助成体系を説明すると、まず米の生産調整実施者

表-2 いわみざわ農協「産地づくり推進交付金」における助成体系

分類	名称	作物作物	担い手区分			要件等
			基幹的担い手	担い手	一般農業者	
生産調整 推進対策	基本助成		17千円/10a			生産調整参加者
	担い手		8千円/10a		-	
	基幹的担い手		7千円/10a	-	-	
	小計		32千円/10a	25千円/10a	17千円/10a	
産地づく り対策	重点作物作付推進	秋小麦	45円/kg			小麦1・2等、大豆1-3等及び合格品(製品出来高重量)
		春小麦	90円/kg			
		大豆	70円/kg			
	輪作作物作付推進	小豆・そば	19千円/10a			
景観作物導入	土地利用型重点振興作物作付推進	白菜・人参・南瓜・スイートコーン	19千円/10a			麦後白菜は5千円
		ヒマワリ・キカラシ・アンジェリア	15千円/10a			連作不可
構造改革 対策	農用地利用集積助成(賃貸型)		17千円/10a			5年以上の新規賃貸借(公社事業含む)
	農用地利用集積助成(集積型)		7千円/10a			10%以上の集積

資料：「JAいわみざわ地域水田農業ビジョン」JAいわみざわ地域水田農業推進協議会，2004年4月より作成。

註：1) 上記の他に「加工米出荷奨励助成：4,000円以内/60kg」、「耕畜連携牧草安定供給集団育成加算：3,000円/10a」がある。

に10a当たり17,000円が交付されるが(基本助成),先述した担い手要件に応じて「担い手加算(8,000円)」、「基幹的担い手加算(7,000円)」が加算される仕組みとなっている。「担い手」、「基幹的担い手」に該当しない農家は「一般農業者」として位置付けられ,主として小面積の高齢農家等が想定されている。したがって,担い手要件の該当が個別農家の産地づくり推進交付金の受給水準に大きく反映するという仕組みがあることを示している。

次に,これら担い手要件によって異なる助成金単価を基礎にして,水田を利用した作物の産地づくりの推進のための助成金が加算される。具体的には重点作物作付推進加算(秋小麦・春小麦・大豆),輪作作物作付推進加算(小豆・ソバ),土地利用型重点振興作物作付推進加算(白菜・人参・南瓜・スイートコン)等がある。重点作物作付推進加算は上位等級を対象とした交付となっており,作物の品質向上を図るための措置が講じられているといえる。従来の全国一律の助成措置であった水田農業経営確立対策と比較すると,単位面積当たりの助成額は全般的に減額が想定されており,麦・大豆については一定の品質(麦:1・2等,大豆:1~3等及び合格品)を達成することで助成額が決まることから,品質向上に向けた取り組みがこれまで以上に重要となる。

このように北村(いわみざわ農協)の地域水田農業ビジョンは,従来の転作助成金水準の低下という状況のなかで,「基幹的担い手」、「担い手」、「一般農業者」という担い手要件を明確化し,それに対する産地づくり推進交付金に格差をつけたところに最大の特徴がある。それは大規模水田農家の経済状況が逼迫しつつあるなかで,農地の集積・流動化を通じた大規模水田作経営の維持・育成,受託組織の法人化の育成を意図したものとなっているといえる。そして小豆や野菜を含めた土地利用型作物に対して一定の交付措置をとることで,懸念されつつある「土地余り」に一定の対応が行われていると言えよう。

3) 北村における地域水田農業ビジョンへの対応状況

ここでは,農家の地域水田農業ビジョンへの対

応状況を明らかにするために,農家の階層動態や担い手要件への対応状況を中心にみることにした。

表-3で北村の水田農家戸数の変化をみると,2003年の496戸から2004年の454戸へと減少しており,1年間としては8.4%と高い減少率(註10)を示している。とくに10ha未満層の減少が目立って多い。階層間移動に着目すると,2004年に20ha以上に達した25戸の前年の階層は,ワランク下の15-20ha層が19戸,10-15ha層が6戸となっており,これらの階層の規模拡大が進んだことがわかる。こうした動きは,「基幹的担い手」となって産地づくり推進交付金を最大限確保することを直接的な狙いとして農地を集積した農家の対応であったと考えられるが,こうした要件規模への到達は,既存の経営面積規模の大きさに規定されるといえ,階層構成をみても,要件規模に達することができる農家は限られるといえよう。

また,表-4は,認定農業者の認定状況を示したものであるが,2003年4月時点で北村の認定農家割合は全体で49.8%であったが,2004年7月現在では84.6%へと急増している。規模階層別にみて顕著な動向を示すのは,5-15haの各階層における認定農家割合の急増である。認定農業者になることで,産地づくり推進交付金の「担い手」要件が達成されることから,こうした短期間のうちに対応が行われたと考えられる。この結果,産地づくり推進交付金の担い手区分との対応関係で整理すると,北村農家454戸のうち「基幹的担い手」が66戸(14.5%),「担い手」が318戸(70.0%),「一般農業者」が70戸(15.5%)という構成になっている。

以上を整理すると,北村の地域水田農業ビジョンに対する農家の対応は,10ha未満層を中心とした離農の急増の一方で,ビジョンで示された「基幹的担い手」に該当するために,それらの農地を集積して20ha規模に達する大規模経営の一定数の成立として現れている。しかし,短期間の農地集積は,地域における離農希望者の有無,規模拡大の必要面積の大きさ,資金対応の可否等により個人差・地域差が伴うために,限られた範囲内での対応でしかない。したがって,中心階層である10-15ha層や平均以下層では,認定農業者

表-3 北村における水田農家の階層動態 (2003~04年)

単位：戸

	継続農家 (2004年)									離農	03年農家数
	5ha未満	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20-25ha	25-30ha	30ha以上	計		
継続農家 (2003年)	5ha未満	33	1	2					36	9	45
	5-7.5ha	4	47	2	4				57	15	72
	7.5-10ha	1	5	70	6	5			87	12	99
	10-15ha	1	4	2	131	11	6		155	5	160
	15-20ha					57	18	1	76	2	78
	20-25ha					1	19	1	22		22
	25-30ha							10	11		11
	30ha以上								9	9	9
	計	39	57	76	141	74	43	12	453	43	496
新規	1							1			
04年農家数	40	57	76	141	74	43	12	454			

資料：北村役場産業課資料より作成。

註：1) ここでの継続農家とは、2003年時に水田を保有する農家であって、2004年時も経営を継続した世帯をさしている。なお、水田利用が飼料作等となっている酪農経営(9戸)、および法人組織(4法人)は除外してある。

註：2) ここでの新規とは、2004年に水稲共済対象として復帰した農家が該当する。

表-4 北村における階層別の認定農業者の状況 単位：戸、%

	2003.4現在	割合	2004.7現在	割合
30ha以上	8	88.9	11	100.0
25-30ha	11	100.0	12	100.0
20-25ha	20	90.9	43	100.0
15-20ha	68	87.2	73	98.6
10-15ha	97	60.6	136	96.5
7.5-10ha	31	31.3	65	85.5
5-7.5ha	11	15.3	38	66.7
5ha未満	1	2.2	6	15.0
北村 計	247	49.8	384	84.6

資料：北村役場産業課資料

註：1) 割合は各階層の水田農家戸数に占める割合を示している。

註：2) 親子で認定農業者となっている場合は、2人で1戸としてカウントした。

への新規認定というかたちで対応が進められたと言える。

以下では、そうした地域水田農業ビジョンへの対応の一形態として、平均以下層から構成されるミニライスセンターの法人化の事例に着目して、個別経営を残しつつも将来の個別経営と法人経営の一元化を視野に入れた法人(前掲表-1のE法人)の事例分析を行う。

3. 機械利用組合(ミニライスセンター)の法人化の事例

1) A集落におけるミニライスセンターの事業展開と土地利用の特徴

事例としたE法人は、2004年4月にミニライスセンターの構成員農家の転作田を利用権設定(使用貸借)して設立された有限会社形態の農業生産法人である(資本金300万円)。直接的な契機は地域水田農業ビジョンにおける産地づくり推進交付金への対応であり、前掲表-1で「施策対応型」として位置付けた所以である。

E 法人の位置する北村豊正地区は、北村と美唄市との境界に接しており、泥炭土壌が支配的な土地基盤をもつが、北村でも比較的戦前期に入植が進んだ地域である。事例法人の所在する A 集落では、第 1 次農業構造改善事業の指定を受けて、1967年から69年にかけて圃場整備事業が行われた後、1982年の新農業構造改善事業の指定により、E 法人の前身である米麦収穫を共同で行うミニライスセンターが16戸の参加により設立された。

表-5 によってミニライスセンターの事業内容についてみると、98年には小麦の収穫面積は員外からの受託を含めて過去最大の97haに達し、地区内の隣接する他集落からも員外受託を確保していた。しかし、99年以降は、農協の指導が小麦に関して穂発芽対策から農家による個別収穫を推奨してきたこともあり、員外受託は減少してきた。このことは、機械施設の稼働率低下につながりミニライスセンターの負債償還計画にも支障を来すようになった。この面からも、機械施設の稼働率の維持・向上、構成員農家の労賃収入を確保する観点から、2001年以降の大豆作導入および大豆収穫作業の受託開始は意義をもつものであったといえる。こうした大豆作の本格的な開始にあたって、2001年に大豆転作の整地・播種・カルチ作業を共同で行う大豆組合が設立されている（註11）。

表-6 は2003年調査による A 集落農家の概況を整理したものであるが、土地利用面の特徴は、米麦に加えて大豆を作付けしている農家が13戸と多くみられるのに対して、野菜を作付けしている農家は比較的少ない（註12）。また、ミニライスセンターの構成員は1戸を除いて大豆を作付けし

ている。転作利用は、大豆（2年）-小麦（2年）といった作付けを行うことで、大豆-小麦の立毛間播種への取り組みも開始されており、従来の小麦の長期連作による減収という課題の克服を目指している。集落内におけるミニライスセンターと上述した大豆組合のような組織的対応を強化する方向で、この間の土地利用再編が徐々に進行してきたといえる。

2) E 法人の設立目的-「個別経営の所得確保・産地づくり推進交付金対応」-

こうした経過をたどってきた A 集落のミニライスセンターが法人化する直接的な契機となったのは、先述したとおり地域水田農業ビジョンの策定であり、従来の転作助成水準の低下への対応策である。

同じ表-6 によって、A 集落の農家構成を確認しておく、経営主の年齢別構成では60歳以上が3戸、50歳台が8戸、40歳台が5戸、30歳台が1戸となっている。このうち農業後継者を確保している農家は大規模層を中心に3戸のみであり、後継者不在の農家は9戸と多くなっている。また、専業別構成では、兼業従事者がいない専業農家が10戸、経営主が兼業従事している農家は5戸、経営主以外が兼業従事している農家は2戸となっている。しかし、専業農家のなかにはかつて土木建設関連の兼業経験のある農家が多く、それらの農家は近年の規模拡大（註13）や兼業先の倒産・縮小によって兼業を中止している。近年の公共事業の縮小によって、兼業収入の確保は困難になってきていることがうかがえる。

表-5 A 集落ミニライスセンターにおける作業受託実績等

単位：戸，ha，%

年次	構成戸数	収穫面積合計			うち員外実績						備 考
					収穫面積			利用戸数			
		水稲	麦類	大豆	水稲	麦類	大豆	水稲	麦類	大豆	
98年	13	78.1	96.9	-	-	89.1	-	-	49	-	
99年	13	79.7	82.6	-	-	67.9	-	-	31	-	汎用式コンバイン2台に更新
00年	12	72.5	82.7	-	2.3	54.6	-	1	27	-	
01年	11	54.7	77.4	11.4	-	39.3	6.2	-	22	4	大豆組合設立
02年	11	60.1	75.2	32.1	-	45.2	16.7	-	21	8	大豆機械装備（キット2台，乾燥機2台，クリーナ，粗選機）
03年	11	60.9	62.0	54.7	-	37.2	30.8	-	16	10	

資料：北村役場資料，および聞き取り調査により作成。

註：1) 構成戸数には隣接する豊正地区 S 集落の構成員1戸を含む。

表-6 A 集落における調査農家の概況

農家番号	03年水田面積 (ha)	90年以降増減面積 (ha)	家族労働力		農業後継者	兼業	経営主の兼業経験 (中止理由)	作付面積 (ha)						転作率 (%)	MRC 構成員	大豆組合構成員	MRCへの作業委託品目	認定農業者 (03年)	
			基幹	補助				水稲	麦類	大豆	地力作物	野菜・花卉	その他						
A-1	30.1	19.2	主51,妻51,長男28	なし	○	主(自営), 長男(冬)	-	19.4	6.8	-	2.3	0.1	スイートコン	1.6	35.5	-	-	-	○
A-2	19.1	6.5	主56,妻54	なし	×	なし	15年前まで (規模拡大)	9.6	3.6	5.9	0.1	-	-	50.1	-	◎	大豆	○	
A-3	15.4	9.2	主39,妻29	母68	-	主(冬)	-	6.7	-	8.5	-	0.2	アスパラ	-	56.4	-	○	大豆	○
A-4	15.3	5.9	主53,妻50,長男26	なし	○	なし	2000年まで (リストラ・規模拡大)	7.8	3.6	3.5	-	0.4	ラズベリー	-	49.2	○	○	-	○
A-5	14.1	6.6	主54,妻53,長男29	なし	○	長男(冬)	10年前まで (会社倒産)	7.1	3.5	3.2	-	0.3	花卉	-	49.5	○	○	-	○
A-6	12.0	4.2	主48,妻48	父76	△	主(冬)	-	7.0	1.5	3.5	-	-	-	-	41.7	○	○	-	○
A-7	11.9	6.8	主53,妻51	なし	×	妻(夏)	96年まで (規模拡大)	6.5	3.8	1.7	-	-	-	-	45.9	○	○	-	○
A-8	10.7	-0.1	主54,妻52	なし	×	なし	2002年まで (会社倒産)	5.4	2.9	2.3	0.1	-	-	-	49.5	◎	○	-	○
A-9	9.8	2.9	主45,妻42	父78,母75	×	なし	5年前まで (仕事減少)	4.7	0.9	3.0	-	1.1	カボチャ, スイートコン, アスパラ, ビーマン, ナス	-	51.6	○	○	-	-
A-10	9.4	4.0	主42	父72	-	なし	10年前まで (野菜作開始)	4.9	-	2.3	0.4	1.8	アスパラ, スイートコン	-	47.7	-	○	大豆	○
A-11	9.0	-	主45,妻45	なし	-	主(自営), 妻(臨)	-	4.4	2.0	2.7	-	-	-	-	51.4	○	○	-	-
A-12	8.7	-0.1	主53,妻51	なし	△	なし	3年前まで (大豆の開始)	5.1	1.0	2.6	-	-	-	-	41.7	○	○	-	-
A-13	8.2	1.2	主70,妻65	なし	×	なし	...	5.0	1.6	1.4	-	0.1	スイートコン, カボチャ, 花卉	0.1	38.9	○	○	-	-
A-14	7.6	-2.9	主56	なし	×	なし	86年まで (自身の加齢)	5.0	-	-	2.6	-	-	-	34.0	-	-	-	-
A-15	7.4	-	主70,妻65	なし	×	なし	2年前まで (自身の高齢化)	4.8	1.4	1.2	-	-	-	-	35.5	-	○	小麦・大豆	-
A-16	5.7	-	主42	母70	×	主(臨)	-	3.3	2.0	-	0.4	-	-	-	42.4	○	-	-	-
A-17	3.7	-	主62	なし	×	なし	83年まで	2.7	-	-	0.3	0.7	大根	-	27.6	-	-	-	-
A 集落 計	197.8							109.1	34.6	41.8	6.1	4.4		1.6	44.9	10	13		9

9 資料：実態調査 (2003年7月) により作成

註：1) いずれも2003年現在の状況による。 家族労働力, 兼業従事者の「主」は経営主を示し, 数字は年齢を表す。

註：2) 農業後継者欄の○は確保, △は同居し他産業従事, ×は不在, -は在学中等により未定を示している。

註：3) 作付面積の「その他」の内容はA-1がソバ, A-13が小豆となっている。

註：4) 「MRC」はミニライスセンターの略。MRC 構成員, 大豆組合構成員の○は加入状況を示し, ◎印は組合長を表す。

註：5) 「-」はなし, 「…」は調査未了を示す。

2003年当時、A集落の戸当たり平均規模は11.6haであり、産地づくり推進交付金の担い手区分では、「基幹的担い手」に該当する農家は1戸のみ、認定農業者であり「担い手」に該当する農家は8戸、「一般農業者」に該当する農家は8戸であった。そこで表-7は、2004年の調査結果を加えて、A集落における農家の推定転作助成金の試算を行っている。実際に2003年から2004年にかけて、A集落では5戸の農家が規模拡大し（註

14）、うち3戸（A-2、A-3、A-4）が新たに「基幹的担い手」に該当している。また、3戸（A-9、A-11、A-12）が認定農業者の認定を受け、「担い手」に該当している。こうしたA集落の動向は、個別経営の大規模化と組織化・法人化という経営対応の二極化が進行している事例としてひとまず受け止めることができる。

まず表示したように、2003年の耕地規模による担い手区分で転作対応を継続したと仮定した場合

表-7 A集落における調査農家の作付および転作助成額（産地づくり推進交付金）の試算結果

単位：ha, 万円（10a 当たり），%

農家番号	法人構成員	03年		2004年						①03年：推定転作助成額	②04年：推定転作助成額Ⅰ	①→②増減率	③04年：推定転作助成額Ⅱ	①→③増減率
		水田面積（再掲）	転作面積	水田面積	法人貸付面積	水稲作付面積	転作面積（個別）	認定農業者（04年）	担い手区分					
A-1	-	30.1	10.7	34.5	-	20.0	14.4	○	基幹的	4.9	5.1	2.4	5.1	3.3
A-2	-	19.1	9.6	20.1	-	11.0	9.1	○	基幹的	6.3	4.0	-36.3	4.8	-22.9
A-3	-	15.4	8.7	22.4	-	8.2	14.3	○	基幹的	6.2	3.8	-38.9	4.5	-27.6
A-4	○	15.3	7.5	19.4	0.2	10.5	8.9	○	基幹的	6.1	4.1	-32.6	5.1	-15.7
A-5	○	14.1	7.0	7.3	6.8	7.0	0.3	○	担い手	6.2	4.1	-34.2	4.2	-32.5
A-6	○	12.0	5.0	6.0	6.0	6.0	-	○	担い手	6.3	3.9	-37.3	-	-
A-7	○	11.9	5.5	9.6	2.4	6.6	3.0	○	担い手	6.3	4.2	-33.4	4.1	-34.7
A-8	◎	10.7	5.3	5.4	5.3	5.4	-	○	担い手	6.3	4.1	-34.5	-	-
A-9	○	9.8	5.0	5.5	3.1	5.1	0.4	○	担い手	5.2	4.0	-22.5	10.9	111.4
A-10	-	9.4	4.5	14.7	-	7.8	6.8	○	担い手	4.1	4.0	-2.7	5.0	20.8
A-11	○	9.0	4.7	5.0	4.1	5.0	-	○	担い手	6.3	3.2	-48.8	-	-
A-12	○	8.7	3.6	5.1	3.6	5.1	-	○	担い手	6.3	3.1	-50.2	-	-
A-13	○	8.2	3.2	5.3	3.0	5.1	0.2	-	一般	6.0	3.3	-45.6	3.4	-43.6
A-14	-	7.6	2.6	7.6	-	5.3	2.3	-	一般	4.3	3.4	-20.9	3.4	-20.9
A-15	-	7.4	2.6	-	-	-	-	-	（離農）	6.3	3.3	-47.7	-	-
A-16	○	5.7	2.4	3.6	2.1	3.6	-	-	一般	6.0	3.6	-40.5	-	-
A-17	-	3.7	1.0	2.7	0.0	2.7	1.0	-	一般	2.3	3.4	49.1	5.3	132.4
E法人		0.0	0.0	39.0	0.0	0.0	39.0	○	基幹的	-	-	-	4.8	-
A集落計		197.8	88.8	212.8	36.6	114.2	98.6			5.8	4.0	-31.4	4.9	-16.1
うち法人構成員		105.3	49.2	111.0	36.6	59.3	51.7			6.1	3.8	-36.9	4.9	-20.4
うち個別経営		92.6	39.6	101.8	-	54.9	46.9			5.4	4.1	-23.8	4.9	-10.2

資料：北村役場産業課資料により作成

註：1）①03年：推定転作助成額は、麦・大豆・飼料作は63,000円/10a、野菜は13,000円/10a、その他は43,000円/10aとして試算した。

註：2）②04年：推定転作助成額Ⅰは、03年の転作対応がそのまま04年に継続されたと仮定して、新たな交付金体系をもとに試算したものである。③04年：推定転作助成額Ⅱは、04年の実際の転作対応に従って、新たな交付金体系をもとに試算したものである。

註：3）04年の産地づくり対策による作物毎の10aあたり助成額は、小麦18,900円（45円/kg；7俵）、大豆12,600円（70円/kg；3俵）、小豆19,000円、スイートコーン・カボチャ等の重点振興作物19,000円として試算した。

註：4）特別調整促進加算及び重点作物特別対策（麦・大豆品質向上対策）分は考慮していない。

の10a 当たり転作助成額の試算をおこなった（推定転作助成額Ⅰ）。個別の転作助成額の増減率（表中①→②）を計算すると、A 集落全体では30%を超える減額となり、小規模層の「一般農業者」では、およそ40%の減額に達していることが示される。

次に実際の法人化以降の10a 当たり転作助成額を試算し（推定転作助成額Ⅱ）、前年との増減率（表中①→③）を同様に計算すると、個々の麦・大豆の転作田をその法人に利用権設定（使用貸借）する形態で約39ha（表中では他集落から参加の1戸が除外されているため36.6ha）の転作利用を行う農業生産法人を設立しており、「基幹的担い手」の要件を達成したため、うち法人構成員で示したように、約20%の減額にとどめることが可能であることが示される。

以上の試算結果でみたように、法人化への合意形成の最大のポイントは、ミニライスセンターの構成員全体として転作助成の減額度合いをいかに緩和するかという点にあったのである。

また、前掲表-6にもみるように、A 集落における後継者の確保状況からみても、今後の農地の流動化は避けられない。E 法人の構成員農家10戸に限っては、55歳前後の経営主5戸のうち、農業後継者が確保されている農家は2戸のみである。それ以外は子弟の他出により後継者不在となっている。したがって、中長期的にはかなりの農地流動化が予想されるものの、農地の受け手となる個別経営も集落には不足しているとみてとれる。こうしたことからE 法人の構成員農家のなかにはかねてより法人化を希望する農家も少数ながら存在していた（聞き取りによる）。そのためミニライスセンターでは、法人化に関する勉強会や研修などを何度か実施しながら、将来の労働力不足といった課題に対していかに対処すべきかといったことが検討されてきたという経緯もあったことを付け加えたい。

3) E 法人の事業概要および展開方向

E 法人の土地利用は、構成員から利用権設定（使用貸借）をうけて集積した農地38.9ha（ただし、他集落から参加の1戸を除くと36.6ha）に、前年秋に播種した秋小麦21.4ha と今春播種

した大豆17.5ha が作付けされている。また、秋小麦収穫後の一部圃場には、白菜を作付けすることによって構成員農家の労働力の有効利用と収入の確保（註15）を図っている。また、高収益作物として施設野菜（キュウリ）の導入（註16）を検討していることを付言しておく。

なお、法人化にあたって事前の土地利用計画を有していた訳ではないため、転作田の利用は必ずしも団地的なまとまりにはなっていない。しかし、今後の作付圃場の決定方針として、過去5カ年の作付履歴を考慮した決定を行うとしている。こうした水田利用方式の確立には2-3年の調整期間が必要であるとしており、麦・大豆の団地的土地利用を確立したうえで、個々の水稻作も含めた土地利用の一元化を目指す方向で現時点では基本的な合意がなされている。構成員農家では田畑輪換による水田利用が多く見られたが、今後の土地利用調整の進展によっては、ブロックローテーションによる効率的な土地利用も視野に入ってくるのではないかと考えられる。

E 法人の収入は、麦・大豆の販売収入、収穫・乾燥の受託料金収入、転作助成金（産地づくり推進交付金）で構成されている。そのなかから一般経費や機械施設にかかわる償還を行った後に、構成員農家へ賃借料（機械の借上げ料および小作料相当の土地配当）と給与（月給制）が支払われる仕組みとなっている。

今後の農地取得の意向については、個別経営としての規模拡大よりも構成員農家の離農跡地の取得を含む法人としての規模拡大を優先して進める予定であり、現有の機械施設の能力を考慮すると、全体で150ha（約38haの追加的な規模拡大が可能）を当面の目標としている。また、個人所有となっている田植機やトラクター等についても、総体としては過剰傾向にあるため、更新時には個別の新規投資を避け、徐々に法人所有へと切り替えを図っていく意向である。したがって個別経営の投資リスクを緩和させる目的も有している。

また、E 法人の構成員農家のなかには、今後、認定農業者の再認定手続きを迎える農家が出てくる。法人に参加することで経営耕地の約半分を法人に貸付けているため、再認定時の要件、とりわけ所得基準（概ね800万円）を満たせずに認定資

格を失う可能性も出てくる。そのため水稲作を含めた個別経営と法人経営の一元化に向けた取り組みが重要となる。

4. おわりに

以上の分析結果から明らかになったことは、まず北村における地域水田農業ビジョンの策定を契機とした農家の特徴的な動向である。北村では農地の受け手となる担い手育成の観点から、地域水田農業ビジョンで策定された産地づくり推進交付金においては「基幹的担い手」・「担い手」・「一般農業者」といった担い手区分を行って交付金水準に格差を設けたため、10ha未満層を中心とした離農、20ha規模へ達する規模拡大の動きが顕著にみられた。また、中心階層である10-15ha層や平均以下層では、短期間の農地の集積が困難であるため、認定農業者の新規認定や、事例のような機械利用組合の法人化といった組織的対応が特徴的動向として指摘できる。

次に、対象事例とした機械利用組合の法人化の目的と今後の課題を明らかにした。10-15ha層や平均以下層の農家で構成されたE法人は、地域水田農業ビジョンで示された産地づくり推進交付金が設定した担い手要件への対応を直接的な契機として設立された農業生産法人である。ここでは受託組織として展開してきたミニライスセンターを法人化し、構成員個々の産地づくり推進交付金の減額を緩和したうえで、法人経営が実現した産地づくり推進交付金の個人への還元によって、個別農家の所得を確保するという機能を果たしている。現状では水稲作を中心として個別経営を維持している点を考慮すると、法人経営は依然として個別経営を補完する役割に留まっており、本格的な経営の合理化・効率化といった観点からは課題を残しているといえる。しかしながら、北村の農業生産法人のなかでは、唯一、構成員農家からの利用権設定を行って、地域を単位とした計画的な土地利用を志向している点や、収益を確保するために新規に野菜作（麦後の白菜）への取り組みを開始している点は評価される側面であろう。今後の法人経営の課題としては、経営の合理化や作業効率の向上を視野に入れ、水稲作を含めた個別経営と法人経営の一元化、すなわち協業経営法人

化に向けた展開が課題となってくる。さらには良質米生産のための水田利用方式の確立や（現在は田畑輪換）、より安定した就業条件を確保するための新規事業展開が必要になると考えられる。

最後に以上の分析結果を踏まえたうえで、大規模水田地帯における農業経営の組織的対応の性格に関する考察を付け加えたい。今後、南空知地域の水田地帯では、高齢農家のリタイアと同時に個別経営のいっそうの規模拡大が予想される。しかし、米価下落、産地づくり推進交付金水準の引き下げ、さらには兼業機会が縮小するもものでは、個別経営の規模拡大は、その制約された再生産条件のもとでは困難が予想され、受け手のいない農地の発生への対応が求められてくると考えられる。こうした意味から農業経営の組織的対応は、機械利用組合に代表される従来の個別経営の補完的性格から、地域農業における農地流動化の受け皿対策、さらにはコスト低減、所得確保に向けた経営の合理化・効率化といった性格への転換が重要となると考えられる。

(註1) 仁平 [8] は良食味米地域の代表例として当麻町を、良食味米生産困難地域の代表例として北村の事例を比較して、水田作経営の二極化傾向を指摘している。あわせて東山・小池 [9] も参照されたい。

(註2) 新田・志賀 [7] を参照のこと。とくに南空知地域では高転作率・転作面積の大規模性のもとで、小麦の長期連作による粗放的な転作対応が行われてきたといえるが、大豆作や高収益作物を導入した輪作体系の構築につながるような土地利用再編が求められている。

(註3) 坂下 [4] を参照のこと。なお、北海道における農業生産法人数は増加しており、北海道農政部の調べによれば、2004年1月時点で2,072法人を数える。さらに空知においては、過去5カ年の増加数が57法人と他地域と比べて最多となっている（『日本農業新聞』2004年11月15日付け）。また、北海道地域農業研究所 [10] も参照されたい。

(註4) 北村における農地移動の特徴については、芦田 [1] を参照のこと。なお、ここでは北村における賃貸借移動について、短期の賃貸借（おもに1年間）が多く、これらの殆どが契約当年中、もしくは翌年に公社を利用した売買移動に移行して

おり、純然たる貸借移動面積は少ない点が指摘されている。

(註5) 北村が所属するいわみざわ農協の組合員の階層別負債状況をみると、主力となる15-20ha規模層では、1999年から2003年にかけて一戸当たり負債残高が23百万円から30百万円台へ達しているが、これに土地改良区の賦課金を加えると更なる負債残高となることが推察され、その深刻な状況がうかがわれる。大規模水田作経営が展開する南空知地域の負債問題については、白井 [2]、黒河 [3] を、いわみざわ農協の実態については、高橋 [6] を参照のこと。

(註6) 北村における「農地受け皿」を目的とした農業生産法人の事例については、菅原・志賀 [5] を参照のこと。

(註7) 「JAいわみざわ地域水田農業ビジョン」の詳しい検討内容については、仁平 [8] を参照のこと。

(註8) なお、これら産地づくり対策とは別に、重点作物特別対策(麦・大豆品質向上対策)による助成(13,000円/10a)が加わるとされているが、詳細は明らかになっていない。

(註9) 一定の条件とは、7ha以上の麦又は大豆の作付け(全作業受託を含む)と構成員の1名以上が認定農業者であることとなっている。

(註10) 2003年度には43戸の離農が見られるが、経営主の年齢構成別の内訳は、60歳以上が28戸、50-59歳が7戸、50歳未満が6戸と高齢者の離農が目立つ。また、主な理由別では、高齢者層を中心に「後継者不在・年金受給」が21戸、「負債」は年齢階層を問わず17戸、「その他」5戸といった内訳となっている。高齢者の離農の急増については、地域水田農業ビジョンの担い手区分において「一般農業者」となったため産地づくり推進交付金に格差が生じ、「基幹的担い手」に対して優遇的な助成措置が講じられたことを踏まえて、農地処分の好機と見て離農が進んだものと考えられる。

(註11) 大豆組合では、補助事業により大豆播種機2台、自己資金で乗用カルチ2台を装備している。2003年現在の大豆組合の構成戸数は、ミニライスセンター員外農家の10戸を含めて19戸とA集落に隣接する集落にも広がりを見せている。大豆組合の播種作業については3班体制による出役を定め(出役労賃;900円/時給)、専任オペレータと補助員を含めて10名程度が出役しているが、水稻の代掻き・田植え作業との作業競合を回避して適期播種を行うため、班による共同作業体制をとっている。そして5月中旬から7月上旬にかけてのカ

ルチ作業は、7~8回実施しており、平等出役を前提とした専任オペレータを決めているが、高齢者に対しては技能上の不具合も配慮して若手がオペレータの中心となっている。

(註12) 野菜の作付農家が比較的小さいことの背景としては、①かつて通年的に兼業(臨時雇)に従事する農家が多かったこと、②上層農家の90年代以降の規模拡大が急速であったこと、③ミニライスセンター構成員が米麦の収穫作業への出役を優先してきたため、といった諸事情があると考えられる。

(註13) 豊正地区A集落は、1990年時点では27戸の農家が存在し、一戸当たり水田面積も7.2haであり、ほぼ等質的な農家層によって構成されていたが、90年代後半以降、集落内の高齢農家の離農によって10戸が減少し、5-7.5ha層に集中していた農家が階層分化し、2003年時点では17戸となって10ha以上の農家が増加している。農地の移動は、公社事業による一定の賃借期間を経由した自作地有償移動が多い。なお、ミニライスセンター構成員農家に比べて員外農家の規模拡大が顕著であった。

(註14) 員外の上層農家の規模拡大が見られるが、とくにA-2、A-3農家は、「基幹的担い手になるために農地をかき集め、ようやく20haにのせることができた」と回答しており、短期間のうちに農地を集積している。

(註15) 今年から開始した小麦収穫後の秋白菜については、約300万円の売上げを見込んでいる。

(註16) 施設園芸部門の導入目的については、将来、離農後も地元にとどまり、年金・小作料以外の収入と就労機会を確保する基盤をつくりたいとしている。なお、法人構成員農家のなかには、施設園芸に取り組んでいる農家(A-5、A-9、A-13)もあり、そのノウハウを生かしたいとしている。

引用・参考文献

- [1] 芦田敏文「北海道における大規模水田経営の展開方向—農地市場構造の相違を視点として—」『北海道大学大学院農学研究科邦文紀要(別刷)』第26巻第1号、2004年、pp.1-78.
- [2] 白井晋編著『大規模稲作地帯の農業再編—展開過程とその帰結—』北海道大学図書刊行会、1994年
- [3] 黒河功「大規模稲作地帯における負債問題と家族経営の展開条件」中澤功編『家族経営の経営戦略と発展方向』北農会、1991年、pp.6-16.
- [4] 坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編—北海道長沼町・南幌町—」田代洋一編『日本農業の

主体形成』筑波書房，2004年，pp. 93-122.

- [5] 菅原優・志賀永一「大規模水田地帯における機械利用組合の再編と法人化の背景-北海道の北村を事例として-」『農経論叢』第60集，北海道大学大学院農学研究科，2004年，pp. 199-212.
- [6] 高橋美光「南空知水田作経営の営農実態と展開方向」『北海道農業研究センター農業経営研究』第82号，2002年，pp. 59-72.
- [7] 新田義修・志賀永一「土地利用型転作部門の収益性改善に関する事例研究」『農経論叢』第59集，2003年，pp. 33-43.
- [8] 仁平恒夫「北海道地域における水田作経営の二極化傾向と南空知地域の展開方向」『新たな米政策が地域の水田作経営に与える影響評価』中央農業総合研究センター，2004年，pp. 1-26.
- [9] 東山寛・小池晴伴「北海道稲作の構造変動と地域農業再編の現局面」『農業問題研究』第42号，1996年，pp. 13-25.
- [10] 北海道地域農業研究所「北海道における農業生産法人の動向と展開方向」2002年.